

第 1 1 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 9 月 1 1 日（金曜） 午前 1 0 時 0 5 分 開会			
	休憩 11:23-11:24, 11:42-11:43, 12:05-12:06, 12:08-13:30 13:31-13:32, 13:52-13:53, 13:54-14:00, 14:00-14:10 14:11-14:12, 14:36-14:37, 14:44-14:45, 14:51-14:10			
	午後 3 時 2 5 分 閉会			
	休憩時間： 1 時間 5 5 分		会議時間： 3 時間 2 5 分	
会議場所	役場 3 階 本会議場及び第 1 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治		
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一		
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄		
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊	
説明員	保健福祉課長	大野 邦彦	介護保険係主事	永森 健太
	保健福祉課長補佐	塚田 直子	障がい福祉係長	矢野 貴士
	在宅支援係長	本内 紀美子	障がい福祉係主事	赤坂 貴明
	高齢者相談係長	杉山 真理子	公立芽室病院事務長	西科 純
	高齢者相談係主査	柳澤 倫世	公立芽室病院事務長補佐	江崎 健一
	介護保険係長	林 宏明	公立芽室病院医事係長	多田 敬介
	介護保険係主査	高谷 真理子	公立芽室病院庶務係主査	佐藤 文彦
参考人	連合北海道芽室地区連合 工藤 由佳	連合北海道芽室地区連合 黒川 恵美子		
	全日本年金者組合 北海道本部芽室支部 岩佐 重春	全日本年金者組合 北海道本部芽室支部 井原 有二		
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	係長 佐藤 史彦	主査 上田 瑞紀	
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 第 8 期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 委員長：担当課から説明願う。 保健福祉課長：総合保健医療福祉協議会第 1 回高齢者・介護部会において協議されたもの。経過説明と地域包括支援センターの方向性について、担当者から説明する。				

高齢者相談係主査、介護保険係主事、保健福祉課長補佐：資料に基づき説明する。

委員長：質疑を求める。

常通委員：地域包括支援センターの委託先や時期についての具体的な説明を。

保健福祉課長：委託時期は令和4年度を想定している。相手は、町内で介護保険事業を行っている法人が3、4か所あり、意見交換をしているところ。

橋本委員：外部委託するにあたってのメリット・デメリットは。

保健福祉課長：町の地域保健活動では、保健師が担当している地区に出向き、子どもから高齢者までの健康を担っているが、訪問に手が回るというメリットがある。デメリットは、相談する側としては行政に行う方が安心感があるというところ。ただ、全国的に約75%が外部委託となっており、町として地域包括支援センターの役割を啓発する努力をしていく。

寺町委員：専門職員配置の基準は。

保健福祉課長：地域包括支援センターの基準は高齢者3,000～6,000人に1か所。芽室町は約5,500人なので1か所となる。専門職は、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師それぞれ1人の配置が必要。

渡辺委員：役場で3職種持っている方はそれぞれ何人いるのか。

保健福祉課長：主任ケアマネ1人、保健師は13人、社会福祉士は4人、公立芽室病院に2人いる。

渡辺委員：技術職なので担当課にそのままいられるのか。

保健福祉課長：町職員であるため異動はある。

渡辺委員：大きな町では委託が進んでいるが、芽室町規模の委託の状況は。

保健福祉課長：道内の人口2万人程度の自治体では7、8か所あると認識している。

渡辺委員：音更町では人口規模により3か所すべてを委託とした。地域包括支援センターが1か所しかない芽室町が外部委託するという目的は。

保健福祉課長：管内でさまざまなサービスが増えると同時に、社会資源も備わってきている。それらが相まってこれからの介護保険をどうしていくか一緒に考えていくことが必要である。第8期計画の方向性について協議会で議論を進めていきたい。

渡辺委員：委託先でも、予防プランを担当することで本来の3職種の役割が果たせていない現状。ケアプラン作成を専門に、ケアマネ3名を独自で配置している包括事業所もある。現在、町包括で予防プラン203件作成しているが、それぞれ3職種で行っているということか。

保健福祉課長：在宅支援係と高齢者相談係で行っている。ケアプラン作成は直営の職員のほかに半分が外部委託となっている。作成の実務としてはとても大変なものである。半分直営、半分委託という方向もあるが、地域の実情を踏まえながら社会資源と共に外部委託を進めていくということを部会の中で提案してきた。

渡辺委員：直営では、虐待対応で緊急措置として入所などさまざまな権限があるが、委託するとなくなってしまう。そういった町のバックアップがないと委託先もやっていけない。

保健福祉課長：伴走体制をやめるということではなく、保健福祉医療行政を総括する立場であるため、十分役割を果たしていく必要がある。また福祉行政に対する任務

があるため、委託受託関係の中から町の仕事を進化させるような取組を進めていきたい。

渡辺委員：外部委託になった場合の委託料は。

保健福祉課長：近隣自治体の委託料を調査しているところ。適切に算定していきたい。

中田委員：フレイルについて。若い年代のうちから、健診の際に指導をするという考えは。

保健福祉課長：国保・後期高齢者会計では、保健活動を行っておりさまざまなデータを持っている。全国的に後期高齢者の保健活動と介護予防を一体的に取り進める方針が出ており、来年度から芽室町も取り組んでいく。把握しているデータを基に保健活動や介護予防に結び付けていきたい。

梶澤委員：人材育成について委託先と町との進め方は。

保健福祉課長：介護保険事業計画に介護職の人材不足にどう対応していくかを掲載する。人材育成は7期計画で取り組んでおり、8期に継続させていく。

常通委員：町、委託事業者、利用者それぞれと協議しながら進めていただきたい。

保健福祉課長：地域包括支援センターの方向性が徐々に定まってきている。町の考えについて住民・高齢者・法人と意見交換を行っており、部会でも委員と話をしている。第8期計画に委託の方向性について盛り込むことを3法人と意見交換した。受益者や事業者等との調整を継続して進めていきたい。

渡辺委員：外部委託になった場合の事業所の場所は。相談といえば「あいあい」だと町民に浸透していると思うが。

保健福祉課長：貴重な意見としていただく。

委員長：以上で調査事項「ア 第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」を終了する。

イ 第6期芽室町障がい者福祉計画の策定について

委員長：担当課から説明願う。

保健福祉課長：障害者部会で第5期の評価について説明した。経過を本日説明する。

障がい福祉係長：資料2-1により説明。

委員長：質疑を求める。

中田委員：障がい者の方が窓口に来られた際、どのような配慮がされているのか。

保健福祉課長：筆談ができる環境にとどまっている。手話ができる職員は1人。

中田委員：聴覚障がいの方が新型コロナウイルスに感染した場合の対応は。

障がい福祉係主事：登録している手話通訳者にはフェイスシールドを寄付している。

また、感染症特約のある保険に追加加入し、感染症予防に努めている。

委員長：以上で調査事項「イ 第6期芽室町障がい者福祉計画の策定について」を終了する。

ウ 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

委員長：担当課から説明願う。

病院事務長：公立芽室病院の新型コロナウイルス感染症対策について。

1. 8月1日付けで新型コロナウイルス感染症受入協力医療機関の指定を受けた。
2. 3階病棟、感染患者対応時のゾーニングをして対応していく。
3. コロナ患者受入に係る医療提供体制整備として、道の補助金をもって機械備品や医療消耗品等にかかる費用を充てる。最終日補正予算で対応。
4. フェーズに応じた院内の対応を決めている。現在は十勝管内発生期・患者発生であるためフェーズ4-Aで対応中。院内の感染症対策委員会において対応を細かく決めている。
5. 外来にコロナ感染が疑われる者が受診した際のフローチャートを作成
6. 保健所を通じて感染患者受入要請があった際のフローチャートを作成
7. 入院病棟はコロナ禍においても非常に頑張っている。入院患者数の目標数値を設定し、高い達成率となっている。毎月細かく評価も行っている。

事務長補佐：補助金で購入するものについて、機械備品は最終日補正予算として上げていく。医療消耗備品と消耗備品、マスクやガウン等の消耗品も補助対象であるため、既存の予算の中から対応。

委員長：質疑を求める。

橋本委員：機械備品の中に簡易型PCRブースがあるが、町民が検査を受けに行ってもいいのか。

病院事務長：現在ブースはないが、発熱した外来患者が感染の疑いがある場合に、独自判断により検査をしている。保健所からの受入要請による患者も検査している。自由診療による検査は積極的に行わない。

梶澤委員：感染患者に対応する職員は限られていると思うが、こういったルートで3階の感染者対応病棟に移動するのか。

医事係長：17名の看護師が対応することになるが、保健所と協議しセーフティーゾーンの2部屋をロッカールームとして使用することになっている。

梶澤委員：3階病棟に入るまで、担当職員と一般職員が接する可能性があるのでは。

病院事務長：院内の感染対策委員会で十分検証している。

医事係長：当院は出入口が少ない造りとなっている。道との協議では、実際にコロナを経験した病院の感染対策について、勉強会を行うことが検討事項として挙がっている。まったく接触しないで院内を出入りするというのは不可能に近いが、厚労省はマスク着用、手洗いうがいで感染が防げるとしている。感染症対策については医師とも協議の上、リハーサルを実施し検証していく。

梶澤委員：10月から受入が始まることから早急に検証していただきたい。実際に病院でクラスターが起きており、感染するリスクは高い。マニュアルが必要では。

病院事務長：マニュアル作成し職員に配布している。リスクをいかに下げるかという対策を行っていく。保健所と連絡を密にし、対応していきたい。

渡辺委員：コロナ感染による患者を受け入れた際の対応職員のPCR検査は。

病院事務長：定期的に検査をしていく。

委員長：以上で調査事項「ウ 新型コロナウイルス感染症に対する対応について」を終了する。

委員長：自由討議の必要はあるか。

渡辺委員：特に必要はないが、計画については策定前にもう一度調査をしていく必要がある。

(2) 審査事項

ア 「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情

陳情の提出者（参考人）をお呼びし、陳情の趣旨について説明していただき、その後、委員から質疑を行った。

委員長：委員から質疑を受ける。

寺町委員：教職員の超過勤務はなかなか改善されない状況とのことだが、学校現場の監督の立場にある校長からはどんな指示があるのか。

工藤参考人：管理職も教職員が多忙であることを理解しており、仕事を効率的に進められるようアドバイスがあったり、早く退勤するよう声かけがある。ただ、コロナの影響により1学期に行われなかった行事が2学期に詰まっておりとても忙しい状況なので、今までやってきたことそのまま行うのではなく、スリム化を図るよう管理職から話がある。

寺町委員：芽室町は独自の制度がある。他の市町村がどのようなことをやっているのか把握されているか。

工藤参考人：芽室町のように町独自の財源による教育指導助手はなかった。そういった人材を置いている自治体もあるが芽室町ほど手厚くはないと聞いている。

梶澤委員：芽室町はすべての学年において35人以下学級となっているが、現状感じていることをお聞かせいただきたい。

工藤参考人：小学校6年生で35人以下2学級だった生徒が、中学校に上がり39人学級となった。少ない人数でうまくやっていた人間関係が、多くなることで対応がすぐにできない状況にある。教員もひとりひとりの指導に目が行き届かないこともある。子どもたちも戸惑いがある。

梶澤委員：GIGAスクール構想が早いスピードで動き出した。芽室町も1人パソコン1台導入となる。教職員からの意見をお聞かせ願いたい。

工藤参考人：教員が使ったことのないソフトや機器導入があるようで、研修をしてどのように使用するのが効果的か検討する必要がある。自分たちがいかに早く対応できるかといったところに不安がある。

渡辺委員：教職員の業務は多岐に渡り多忙である。事務的業務も多い中、生徒と向かい合う時間が足りないということもあると思うが、勤務の現状は。

工藤参考人：朝出勤するとまず玄関に立ち、子どもたちの様子を伺っている。休み時間も子どもの側にいるようにしている。授業が入ってくるため準備等は空いている時間に行うが、小学校教員はそういった時間はなく、子どもたちの下校後に行っている。中学校教員であれば、放課15:45から進路業務、部活動があり、18:30過ぎから翌日の授業の準備を行うことになる。

渡辺委員：教材研究や準備を自宅に持ち帰る教員もいると思うが実態は。

工藤参考人：採点など個人情報に関わるものは持ち出せないため学校で行うが、それ以外の業務については、教員の多くは家で行っている。

梶澤委員：町内の学校間での格差はあるか。

工藤参考人：格差は聞いたことはない。

梶澤委員：コミュニティスクールが教職員の多忙化の解消になると考えているが期待はあるか。

工藤参考人：軌道に乗るまでの連携に不安はあるが、学校の花壇の整備や子どもの習字ボランティアなど、様々な連携ができるのではと思っている。学校とどう連携して進めていくかが大切なので、十分審議して進めていけば、将来的には教員の負担軽減となり、子どもにもプラスになる取り組みになるかと。

委員長：その他、質疑がなければ、参考人に対する質疑を終了とする。

イ 「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」を国に提出することを求める陳情

陳情の提出者（参考人）をお呼びし、陳情の趣旨について説明していただき、その後、委員から質疑を行った。

委員長：委員から質疑を受ける。

常通委員：欧米ではどのような補助がされているのか。

井原参考人：日本補聴器工業会で調査した内容では、国によってさまざまだが、北欧では検査や調整が無料というところもある。日本は重度の障がいを持った方の保障のみで、中程度の難聴には相当な差がある。

岩佐参考人：日本補聴器工業会が行ったジャパントラック 2018 調査報告によると、日本では普及率 14.4%、イギリス 47.6%、フランス 41.0%、ドイツ 36.9%、アメリカは 30.2%など、世界的にみても日本は低いく公的補助がないということが大きな原因であると考えます。

渡辺委員：「聞こえの医療講習会」の内容はどういったものか。

岩佐参考人：北斗病院の副院長をしている坂東医師を講師に 1/18 学習会を行った。なぜ高齢になると耳が聞こえにくくなるのか等、耳の構造など教えていただいた。多くの方に知らせていきたいと考える。日本は耳が遠くなると年齢によるものと恥ずかしいと考える方が多い中、正しい情報を多くの方に知っていただきたい。

井原参考人：関心がある議員の方にも参加いただいた。内容は、加齢性難聴とは何か、難聴では認知症になるのかなど、わたしたちの運動の方向性を決めた学習会となった。

常通委員：どういった公的補助制度を求めているのか。

井原参考人：調査では 100 程度の自治体が国に陳情を上げており、道内では 17 市町村で採択されている。補助について具体的なことはなく、高齢者が増加していく中、健康で活発な活動ができるような制度を作ってほしいというもの。自治体レベルでは、ポケット型の補聴器を現物支給したり、非課税世帯を対象に補助金を出しているところもある。

梶澤委員：研究機関において聴覚障がいの補正による認知症機能低下の予防効果を検

証するための研究が行われた。加齢による難聴者の補聴器購入ということだが、具体的に「加齢による」というのは65歳の方も高齢者であるし、見方によっては75歳の方も高齢者であるが、それについての考え方はあるか。

井原参考人：WHOでは41 dB以上であれば補聴器の使用が推奨されている。こういった中程度の方に制度を使い、難聴を減らし健康な生活を維持し、高齢者が社会に還元していければ。高齢者の難聴もそうだが中程度も含めて手当してほしいという考えである。

梶澤委員：生まれながらの難聴者など、若い方についての考え方があれば。

井原参考人：ヘッドフォンで大音量の音楽を聴いている若者も難聴になっていると聞くが、中程度の難聴者は圧倒的に高齢者が多い。制度ができることで、安価で高性能の補聴器が作られたり、工業会の技術の進歩にも繋がっていくのではないかと考える。

委員長：その他、質疑がなければ、参考人に対する質疑を終了とする。

委員長：議件ごとに審査を続ける。陳情第5号の自由討議の必要はあるか。

(なし)

委員長：討論・採決を行う。

寺町委員：賛成の立場で討論する。参考人としてお二人の先生から陳情の趣旨についてお話をいただき、また、学校現場の実態について伺った。新型コロナ禍の状況で学校現場も教育活動の推進に大変苦慮されていることと推察する。

義務教育費国庫負担制度は、教職員の確保と適正配置のため必要な財源を安定的に確保し、義務教育の根幹を支えていく制度であり、国庫負担率2分の1への復元は、大変重要な要請であると考えている。

本町においても、きめ細やかな指導の充実、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を独自に配置し、学習支援の施策を講じている。しかし、自治体における事業の継続化は大変困難な状況でもある。子ども達へのきめ細やかな教育の推進、教職員の多忙化と超勤実態の解消に向け国の施策として「教職員定数の改善」「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現をはかることが重要である。

以上のことから、陳情第5号の趣旨及び願意については妥当であることを申し上げ、賛成討論とする。

中田委員：本陳情に賛成の立場で討論を行う。

本日開催された当委員会において、参考人として2人の先生から陳情の趣旨についてお話をいただいた。

本町では少人数学級の実現、教育指導助手の配置など環境改善を進めているものの、学校現場での先生方の勤務実態は、教科指導はもとより進路指導、部活動、教育事務と多岐に渡っており、教材準備や教材研究など自宅に持ち帰っているとの状況をお聞きした。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と充実がますます必要であり、また、

新型コロナウイルス感染症予防のための十分な身体的距離を保ち少人数で編成できるよう整備をしていくことは重要であるとする。

きめ細やかな教育の推進、教職員の多忙化と超勤実態の解消に向け、陳情趣旨については妥当であることを申し上げ、賛成討論とする。

渡辺委員：本陳情に賛成の立場で討論を行う。

先ほど参考人から陳情の趣旨についてお話をいただいた。本町では少人数学級の実現や教育指導助手の配置などによって助かっているという一方で、学校現場での先生方の勤務実態は、教科指導はもとより、行事、少年団、部活動など多岐にわたっており、教材準備や教材研究などは自宅に持ち帰っている状況が多く、陳情の趣旨にある通り超勤・多忙化は本町においても変わらない状況であるとのお話であった。

本陳情の趣旨は十分理解でき、きめ細やかな教育の推進、教職員の多忙化と超勤実態の解消、さらに教材費など保護者負担の解消に向けては、記書きにあるように、「教職員定数の改善」「学級編成の制度改正」及び「教材費など保護者負担の解消」などの早期実現をはかることが重要である。

以上のことから、陳情の趣旨及び願意については妥当であることを申し上げ、賛成討論とする。

委員長：その他あるか。

(なし)

委員長：以上で討論を終わる。

採決を行う。採択すべきと考える方の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長：本陳情は採択すべきものと決定する。

委員長：次に陳情第6号の自由討議の必要はあるか。

(なし)

委員長：討論・採決を行う。

橋本委員：陳情を出すことに賛成という立場で討論する。

加齢性難聴は、日常生活を不便にしコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす原因と考える。加えて、背後からの車両の接近に気付けなくなるなど事故や犯罪被害にも遭いやすくなる事が懸念される。また、最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなる事が、脳の機能の低下に繋がり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、欧米諸国では加齢性難聴は医療の問題として公的補助が行われているため、補聴器の保有率は4割～5割であるが日本は難聴者1,430万人、保有している人210万人、保有率は14.4%(日本補聴器工業会調べ)と極めて低く、日本での補聴器の価格は片耳当たり、おおむね3万～40万円であり保険適用でないため、全額自費負担となる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以上の場合は購入後に医療費控除を受けられるもののその対象は限定されており、高額な購入費が補聴器の普及における阻

害要因となっている。

日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。補聴器の更なる普及で、交通事故、犯罪の抑制、また高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながると考える事から賛成討論とする。

渡辺委員：本陳情に賛成の立場で討論を行う。

6月の一般質問で私も質問させていただいたテーマだが、この加齢に伴う難聴については、町民の方も大変関心が高い問題だと思っている。

2017年の国際アルツハイマー病会議、また国が策定した認知症施策推進総合戦略の中でも、難聴は危険因子の中の1つとされ、余暇活動、社会的参加、活発な精神活動等が認知症の予防につながるとされています。難聴の症状が軽いうちに、残った聴力を維持するため、あるいは、脳を活性化させるためにも、症状が軽いうちから補聴器を使用することは効果があるとされている。

これからの超高齢社会において、補聴器は高齢者の社会参加の必需品であり、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることから、陳情の趣旨及び願意については十分に理解でき、妥当であることを申し上げ、賛成討論とする。

委員長：その他あるか。

(なし)

委員長：以上で討論を終わる。

採決を行う。採択すべきと考える方の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長：本陳情は採択すべきものと決定する。

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の陳情審査報告書を作成する。

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の陳情審査報告書朗読を副委員長にお願いする。

渡辺副委員長：陳情第5号及び陳情第6号の陳情審査報告書を朗読。

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の陳情審査報告書について、意見はあるか。

(なし)

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の陳情審査報告書を決定する。

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の意見書の作成について意見はあるか。

広瀬委員：陳情第6号において、日本補聴器工業会が行った調査の補聴器保有率が、意見書に記載の数値と質疑での数値が一致しないので、精査が必要。

梶澤委員：単独で補助を行っている自治体もあるため、公的補助制度に「全国統一」を加えてはいかがか。

広瀬委員：差支えないと思うが、国への要望であるため、敢えて加える必要はないのでは。

常通委員：国に要望ということは必然的に全国統一となるため文言を加える必要はないのでは。

梶澤委員：どういった補助制度になるか今の段階ではわからない。国が半分補助、残りは自治体でとなると、自治体間で差が出る場合もあるため、国で最低限の統一した

基準が必要という意味であった。

委員長：趣旨は伝わった。意見書案のとおりとすることで異議はないか。

(なし)

委員長：陳情第5号及び陳情第6号の意見書をこのとおり決定する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副一任とする。

(2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	3名	合計	3名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年9月11日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂